



田辺・弁慶映画祭 コンペティション作品応募約款（ディスクでの応募）

田辺・弁慶映画祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、田辺・弁慶映画祭（以下、「映画祭」という。）を実施するにあたり、応募作品の取り扱い等について疑義が生じないように、以下のとおり、約款を定めます。応募のあった作品については、以下の内容に同意・承諾されたものとみなしますので、必ずご確認の上、お申込ください。

第1条 [応募作品の保管・管理]

実行委員会宛て送付された応募作品が記録されている DVD、Blu-ray Disc（以下、「応募素材」という。）は、実行委員会に無償で預けられ、その保管・管理を実行委員会に委ねるものとし、原則、返却されません。

第2条 [映画祭上映作品の保管・管理・使用]

コンペティションに係る選考を通過し、映画祭において上映される作品（以下、「入選作品」という。）の上映用 DVD、Blu-ray Disc、DCP のいずれかの素材（以下、「上映用素材」という。）は、実行委員会に無償で預けられ、その上映・保管・管理を実行委員会に委ねるものとします。当該上映用素材は返却されますが、第1条の通り、応募素材は返却されません。また、入選作品は、映画祭終了後であっても、実行委員会が主催または企画する上映イベント等において、実行委員会は原則無償で使用できることを予め承知するものとします。なお、使用の際は応募責任者にその旨を事前に通知するものとします。

第3条 [映画祭広報資料の提供]

入選作品の応募者は、映画祭のプログラム、ポスター、プロモーションビデオ、オフィシャルサイト、その他の宣伝・広告・キャンペーンなどに必要な資料（作品映像・写真・イラスト・肖像・経歴・紹介文・台本・脚本・解説記事等）を実行委員会に対し無償で提供・協力するものとします。

第4条 [著作権]

作品に登場する人物・施設等の肖像権や、作品に原作がある場合の使用権、音楽をはじめ、写真、小説、漫画、シナリオ、映画、テレビ、ラジオ、その他著作権を主張できる一切に関しては、権利者に許諾を得るか、問題を解決した上で応募するものとします。万が一、上映した作品において第三者から権利使用、損害賠償などの著作権を主張された場合、応募責任者がその全ての問題の対処、解決する義務を負い、実行委員会は一切関知しないものとします。

第5条 [特別上映]

選考を通過しなかった応募作品についても、映画祭における招待作品、または実行委員会が主催又は企画する映画祭以外の上映イベント等において上映の対象となる場合があります。その際は応募責任者にその旨を事前に通知するものとします。
